

EU理事会、強制実施権の規則案に対する立場を採択

2024年6月27日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU理事会は、2024年6月26日、2023年4月に欧州委員会により提案された強制実施権の規則案（「[欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（2023年5月3日）](#)」）について、EU理事会の立場を採択した旨、プレスリリースにて公表した。

本プレスリリースによれば、EU理事会の立場（修正案）の概要は以下のとおり。

- ・ EU強制実施権の付与手続きを再構築し、知的財産権者の権利を保護するとともに、手続き全体を通じてより良い情報（機密情報は保護しつつも、EU強制実施権付与を決定する根拠となった情報を開示する等）を提供する（第7条）。
- ・ （EU強制実施権の付与に係る）決定プロセスにおいて、諮問機関と各国の知的財産専門家の役割を強化する（諮問機関は、EU強制実施権に関連する知的財産権及び権利者の特定に関して欧州委員会に対して支援・助言、各国知財庁に対して意見聴取等を行う）（第6条）。
- ・ 危機の際に被許諾者にEU強制実施権が付与される場合、権利者に、ケースバイケースで欧州委員会が定める報酬が支払われなければならないとされ（第4条第3項）、欧州委員会が提案した、被許諾者が生み出す総収入の4%という上限を超えることができる（上限4%を定めていた第4条第2項を削除）。
- ・ EU強制実施権が「最後の手段」であることを強調し、自主的な合意が得られない、あるいは適切でない場合にのみEU強制実施権を付与する（第1条）。
- ・ EU強制実施権を付与できる法的根拠を、单一市場緊急措置提案（COM(2022)459）、健康に対する深刻な国境を越えた脅威に関する規則（(EU)2022/2371）、危機関連医療装置の供給確保のための規則（(EU)2022/2372）の3つとする（第2条第1a項、Annex）。
- ・ 本規制が防衛関連製品には適用されないことを明確にする（第2条第3a項）。
- ・ さらに、本規則は、営業秘密の開示から権利者を保護する（第2条第3項）。

強制実施権の規則案は、本年3月に欧州議会が立場（修正案）を採択し、その後、EU理事会での審議が待たれていた。EU理事会の立場（修正案）は、EU強制実施権付与の根拠となる規則を一部狭める等、適用条件を限定している。

また、営業秘密の取扱いについては、欧州議会の立場（修正案）では、EU強制実施権行使の目的のみを達成する観点から、欧州委員会が営業秘密の開示を要求できるとされていたが、EU理事会の立場（修正案）では、第2条第2項において、営業秘密の保護に関するEU指令（(EU)2016/943）を損なうものではなく、第2条第3項において、本規則は

営業秘密の開示義務を課すものではない旨が明記されている。

今後、EU 理事会議長国は採択された立場をもとに欧州議会と交渉を行うことになる。

- EU 理事会によるプレスリリース等は、以下参照 —
(プレスリリース)

[Crisis preparedness: Council adopts position on compulsory licensing regulation](#)

(採択された立場)

[Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on compulsory licensing for crisis management and amending Regulation \(EC\) 816/2006 – Mandate for negotiations with the European Parliament](#)

- 強制実施権の規則案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
 - [欧州議会、強制実施権の規則案に対する立場を採択（2024年3月19日）\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（2023年5月3日）\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、知的財産権の強制実施権に関する報告書を公表（2023年2月13日）\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始（2022年4月5日）\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020年11月25日）\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始（2020年7月14日）\(PDF\)](#)

(以上)